

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和 6 年 5 月 1 4 日付けで提起のあった行政文書不開示決定処分（令和 6 年 4 月 8 日付けお総第 1 1 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（令和 6 年 8 月 2 3 日付け令和 6 年度 答申第 2 号。以下「答申書」という。）を受けて、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を棄却する。

第 2 事案の概要

- (1) 請求人は、令和 6 年 3 月 2 8 日付けで、おいらせ町長に対し、「防犯カメラについて（設置場所、設置理由、設置経費）」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、本件対象文書がおいらせ町情報公開条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 8 号。以下「条例」という。）第 7 条第 5 号に該当するとして、令和 6 年 4 月 8 日付けお総第 1 1 号により、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 請求人は、本件処分を不服とし、令和 6 年 5 月 1 4 日付けで、審査庁であるおいらせ町長に対し、本件審査請求を行った。

第 3 審理関係人の主張の要旨

本件審査請求については、審査会に諮問しており、別添答申書における「2 審査関係人の主張の要旨」のとおりである。答申書における審査関係人の主張の要旨は妥当であると認め、補足すべき事項はない。

第4 理由

(1) 条例第7条第5号への該当性について

本件対象文書のうち、処分庁が条例第7条第5号に該当することを理由として不開示と決定した文書は、別添答申書における「4 審査会の判断の理由」(2)①のとおりであり、個人情報保護制度上の観点では、防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報は個人情報に該当し、その場合には利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならいとされていることや青森県防犯カメラ運用ガイドラインでは、防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項として、設置目的や設置場所等を定めること、設置場所を表示することが掲げられていることから、防犯カメラの設置場所を公開してはいけないという認識は誤っており、条例第7条第5号に該当すると認められない。

(2) 不開示決定の妥当性について

別添答申書における「4 審査会の判断の理由」(2)②にあるとおり、町庁舎には防犯カメラを設置しておらず、開示対象となる防犯カメラの設置場所、設置理由、設置経費に関する文書が不存在であることから、本件についての不開示決定処分自体には変わりがない。

(3) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年10月17日

審査庁 おいらせ町長 成田 隆

(教示)

- 1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告として（訴訟においておいらせ町を代表する者は、

おいらせ町長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。